

環境影響評価調査計画書審査意見書

「墨田清掃工場リニューアル事業」環境影響評価調査計画書（以下「調査計画書」という。）について審査した結果、東京都環境影響評価条例（昭和 55 年東京都条例第 96 号）第 46 条第 1 項に規定する意見は、下記のとおりである。

東京都知事
小池百合子
（公印省略）

記

第 1 対象事業

- 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
名 称：東京二十三区清掃一部事務組合
代表者：管理者 吉住 健一
所在地：東京都千代田区飯田橋三丁目 5 番 1 号
- 対象事業の名称及び種類
名 称：墨田清掃工場リニューアル事業
種 類：廃棄物処理施設の変更
- 対象事業の所在地
東京都墨田区東墨田一丁目 10 番 23 号

第2 意見

環境影響評価の項目及び調査等の手法を選定するに当たっては、条例第47条第1項の規定に基づき、調査計画書に係る周知地域区長の意見等を勘案するとともに、次に指摘する事項について留意すること。

【廃棄物】

工事の施行中における廃棄物の予測では、発生する廃棄物の種類、量、処理方法等を検討し、類似事例及び施工計画の内容から予測するとしているが、本事業は既存の建屋と煙突外筒を補修のうえ再使用し、内部のプラント設備や煙突の内筒等を更新する事業であり、従来の建替更新とは異なることから、施工計画を詳細に検討したうえで適切に予測・評価すること。

第3 その他

調査等の手法について、事業計画の具体化に伴い変更等が生じた場合には、環境影響評価書案において対応すること。